

条例、諸外国における印刷施設の取扱い

	根拠法令	裾切り指標	裾切り 数値	既設施設に対する猶予期間	対象施設
埼玉県	埼玉県生活環境 保全条例	1日使用量 (1施設当たり)	500kg	・5年 (1施設当たり1日使用量1000kg未 満、1事業所合計使用量が1ヶ月 10000kg未満若しくは、グラビア印 刷、金属印刷又は軟包装印刷) ・3年(上記以外の施設)	使用施設 (印刷の用に供する施設(印刷、乾燥又は焼付けを行う施設 をいう。))
		1ヶ月使用量 (1事業所合計)	5000kg		
千葉県	千葉県炭化水素 対策指導要綱	1ヶ月発生量 (1工場合計)	500kg (既設は 1000kg)	5年	使用施設 (印刷等炭化水素を使用する施設及び作業工程(乾燥に係る施 設及び作業工程を含む。))
大阪府	大阪府生活環境 の保全等に関する 条例	シリンダー幅 印刷機の台数	1000mm 2台	6ヶ月	物の製造に係る印刷の用に供する施設で、次に掲げるもの イ グラビア印刷に係る乾燥施設
		排風能力	10m ³ /分		物の製造に係る印刷の用に供する施設で、次に掲げるもの ロ 金属板印刷(塗装工程に限る。)に係る乾燥・焼付施設 ハ オフセット輪転印刷(ヒートセット型に限る)に係る乾 燥施設
米国	大気清浄法	なし		なし	輪転グラビア印刷、軟質ビニル・ウレタンの塗装・印刷
EU	特定の活動及び設 備における有機溶 剤の使用による VOC 放出の抑制の ための理事会指令	年間溶剤使用 量	15t	8年	ヒートセットオフセット輪転印刷、その他グラビア、フレキ ソ、ロータリースクリーン印刷、ワニスの塗布
			25t		出版(輪転)グラビア
			30t		繊維・ボール紙用ロータリースクリーン印刷